セキュリティトークン取扱規程

第1章 総則

第1条 目的

- 1 この規程は、セキュリティトークン取引に係る業務規程第3条第3項に基づき、当社 のセキュリティトークン市場におけるセキュリティトークンの取扱い、取扱管理、取扱 廃止その他取扱セキュリティトークンに関して必要な事項を定める。
- 2 本規程の改廃は、規程管理規程による。

第2条 用語の定義

- 1 本規程及び本規程に関連する規程、細則その他関連する規則に使用する用語は、以下の 定義による。
 - (1) 重要関係者 当社のセキュリティトークン市場で取り扱われるセキュリティトークンの発行者がその運用資産の運用について実質的な機能を有さない場合に、発行者に代わって対象とする運用資産の運用等に当たって実体的に重要な役割を担う関係者(資産運用会社等)をいう。
 - (2) ST-Nominator 新規取扱申請対象であるセキュリティトークンの当社市場における取扱適正性について調査を実施する者
 - (3) 受益証券 金融商品取引法第2条第1項第10号、第13号及び第14号に規定する 受益証券をいう。
 - (4) 企業金融型商品 企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 1 号イからワに掲げるものに該当するものをいう(債券や株式等が該当)。
 - (5) 不動産等 投資信託協会の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 3 条第 2 項の定義による。
 - (6) 親会社等 親会社、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「財務諸表等規則」という。)第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいう。
 - (7) 子会社 財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。
 - (8) START 当社が開設するセキュリティトークン市場をいう。
 - (9) インサイダー取引類似行為 セキュリティトークンのインサイダー取引類似行為 に関する規則第3条第1項に定める禁止行為に抵触する行為をいう。
- 2 前項に定めるものの他、この規程において使用する用語の定義については、この規程に 別段の定めがある場合を除き、法令、自主規制団体の自主規制規則又は当社の他の規則

に定めるところによる。

第3条 取扱セキュリティトークンの範囲

- 1 当社のセキュリティトークン市場で取り扱うことができるセキュリティトークンの範囲は、原則として以下の各号のとおりとする。
 - (1) 金融商品取引法第2条第2項柱書に規定される「有価証券表示権利」のうち、電子 情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示されたもの(以下、 「トークン表示型有価証券表示権利」という。)
 - (2) 金融商品取引法第2条第3項柱書に規定される「電子記録移転権利」

第4条 市場区分

- 1 当社は、当社のセキュリティトークンに係る市場において、次の各号に掲げる市場区分を設ける。
 - (1) 不動産関連証券化商品市場
 - (2) 債券市場
 - (3) その他セキュリティトークンの運用を裏付ける資産に応じて、施行規則にて定める市場

第5条 売買停止及び停止解除の通知

1 当社が取扱セキュリティトークンの売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該 セキュリティトークンの発行者及びその重要関係者(以下、「発行者等」という。)に通 知する。

第6条 電磁的記録による書類等の提出

1 新規取扱申請に係るセキュリティトークンの申請者又は取扱セキュリティトークンの 発行者等が当社の規則に基づき行うべき書類等の提出については、当該書類等の内容を 記録した電磁的記録の提出によりこれを行うことができるものとする。ただし、当社が 書面による提出が必要と認める書類等については、この限りではない。

第7条 施行規則等への委任

1 当社は、この規程に定める事項のほか、セキュリティトークンの取扱い、セキュリティトークンの発行者等の適時の情報提供、取扱廃止その他セキュリティトークンに関して必要がある場合には、所要の取扱いを施行規則等で定めることができる。

第2章 新規取扱い

第1節 総則

第8条 新規取扱申請

- 1 セキュリティトークンの新規取扱いは、当該セキュリティトークンの発行者からの申請 により行うものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、以下のセキュリティトークンについては、各号の定めによる。
 - (1) 不動産を運用対象資産としたセキュリティトークンについては、以下のとおりとする。ただし、以下のイ又は口に定める申請者の一部に新規取扱申請時に申請を行うことができない者がある場合には、当該申請を行うことができない者が第 10 条第 1 項に定める取扱契約の締結日までに他の申請者が当社所定の書類を提出することを条件に、当該申請を行うことができない者を除いた他の者のみで新規取扱申請を行うことができるものとする。
 - イ 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合 当該受益証券に係る 委託者、その受託者である信託会社及びその資産の運用等に係る業務委託を受 けた資産運用会社からの申請。
 - ロ 不動産投資証券型セキュリティトークンの場合 当該投資証券の発行者で ある投資法人及びその資産の運用等に係る業務の委託を受けた資産運用会社 からの申請。
 - (2) その他の資産を運用対象としたセキュリティトークンであって、発行者からの申請 のみでは本規程等の適用や運用が実体的に難しい場合の申請については、個別に施 行規則で定めることができる。
- 3 新規取扱申請の対象となるセキュリティトークンに譲渡制限が課せられている場合は、 取扱申請に当たって当該譲渡制限を解除するものとする。ただし、当該銘柄の権利移転 等のために指定されたブロックチェーン外における譲渡の制限に関してはこの限りで ない。
- 4 新規取扱申請に当たっては、対象セキュリティトークンの ST-Nominator が作成した取 扱適正性に関する確認報告書を添付することを要する。なお、本確認報告書については、 予め発行者等が当社に通知した場合は、新規取扱申請後遅滞なく提出することで足りる ものとする。
- 5 新規取扱申請の対象となるセキュリティトークンは、セカンダリーマーケットの本旨に 則り、START の全取引参加者が売買取引を行えるものとする。ただし、当社が特段の 事情があると認める場合は、この限りでない。

第9条 ブロックチェーン・プラットフォーム

1 当社のセキュリティトークン市場で取り扱うことができるセキュリティトークンは、原 則として当社のサポーターとして指定されたブロックチェーン・プラットフォーム運営 者が提供するプラットフォームを利用するものに限る。

第10条 取扱契約等

- 1 当社が新規取扱申請に係るセキュリティトークンを取り扱う場合には、当該新規取扱申 請に係るセキュリティトークンの発行者等は、当社と施行規則で定める内容の取扱契約 を取扱開始日の前営業日までに締結するものとする。
- 2 前項による取扱契約は、新規取扱申請に係るセキュリティトークンの取扱開始日にその 効力を生ずるものとする。
- 3 不動産投資受益証券型セキュリティトークンにおいて取扱開始後に委託者が消滅した場合には、第 1 項による取扱契約を締結した発行者等は当該委託者の地位を引き継ぐものとする。
- 4 当社は、新規取扱申請に係るセキュリティトークンの取扱開始日に施行規則で定める事項を原簿に記載する。
- 5 新規取扱申請者は、新規取扱申請時から取扱開始日までの間に第 18 条に規定する適時 の情報の提供に該当する事象が生じた場合は、直ちに当社に報告するものとする。

第11条 新規取扱申請に係る提出書類等

- 1 新規取扱申請を行うセキュリティトークンの申請者は、新規取扱申請を行うに際して、申請者及びその重要関係者に関する内容として施行規則で定める事項を記載した当社所定の「セキュリティトークン新規取扱申請書」及び施行規則で定める当社所定の添付書類を提出するものとする。
- 2 当社は、取扱審査のため必要と認めるときには、申請者及びその重要関係者または ST-Nominator に対し前項に規定する書類のほか参考となるべき情報の提供その他取扱審査に対する協力を求めることができる。
- 3 当社の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その新規取扱審査に係る職務に 関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

第12条 日本語又は英語による書類の提出等

- 1 新規取扱申請に係るセキュリティトークンの申請者(第8条第1項及び第2項に規定する者。以下、同じ。)又は取扱セキュリティトークンの発行者等が当社へ提出する書類等については、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 当社へ提出する書類等については、原則として日本語による。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、新規取扱申請に係るセキュリティトークンの申請者又は 取扱セキュリティトークンの発行者等が外国又は外国法人である場合は、施行規則 で定める書類等を除き、施行規則で定めるところにより、英語によることができる。
- 2 前項に規定する当社への提出書類等の記載事項のうち、金額に関する事項については、

原則として、本国通貨及び本邦通貨(原則として、申請日の属する月の前月末日の東京 外国為替市場における Ask/Bid の仲値により換算。)により表示するものとする。

第13条 ST-Nominator の機能と役割等

- 1 ST-Nominator は、START におけるセキュリティトークンの取扱適正性について調査を 実施し、その結果を当社に報告するものとする。
- 2 ST-Nominator は、自社が実施した当該セキュリティトークンのスキーム、利用するプラットフォームの技術的安全性や運営上の健全性、あるいは当該セキュリティトークンの裏付資産にかかるデューデリジェンス(法律的な観点、ビジネス上の観点、財務的な観点等)などに関し、当社の取扱審査を促進するために一定の範囲内で共有するものとする。また、当社が提供された情報に基づき行うヒアリングに協力するものとする。
- **3 ST-Nominator** としての役割を担うことができる者は、以下各号の条件を満たす者に限る。
 - (1) 第1種金融商品取引業者であること。
 - (2) ST-Nominator として発行者等の調査を行う能力及び体制が相応に整備されていること。
 - (3) ST-Nominator が START の取引参加者資格を有さない場合は、原則として次条に定める新規取扱申請対象であるセキュリティトークンの START における取引開始日よりその取扱いを行う取引参加者と業務上、緊密な関係を有していること。
- 4 前項第3号に定める場合にあっては、第1項に定めるセキュリティトークンの取扱適正性についての調査結果の当社への報告及び第2項に定める情報共有等については、前項第3号に定める取引参加者(「連携取引参加者」という。)と当該ST-Nominatorが連署するものとする。
- 5 当社のセキュリティトークン市場において取扱開始後にST-Nominatorが変更される場合は、発行者又は重要関係者は、その旨を事象発生後速やかに当社に届け出るものとする。ただし、当社が認める場合はこの限りでない。

第2節 取扱審査

第14条 取扱審査の形式要件

- 1 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの取扱審査は、次の各号に適合するものを 対象として行う。
 - (1) 対象不動産の運用業務の委託を受けた資産運用会社が一定の運用実績を有すること。
 - (2) 運用資産の総額に占める不動産等の額の比率が取扱開始日までの時点で 70%以上

- である、又は取扱開始日後速やかに70%以上となる見込みであること。
- (3) 受益権口数が、500 口以上ある、又は取扱開始日までに 500 口以上となる見込みのあること。
- (4) 受益権者数が、100人以上いる、又は取扱開始日までに100人以上となる見込みのあること。
- (5) 元本の額が、1億円以上あること、又は取扱開始日までに1億円以上となる見込みのあること。
- (6) 資産総額が、5億円以上あること、又は取扱開始日までに5億円以上となる見込み のあること。
- (7) 重要関係者が受益権を所有している場合、その所有口数が、受益権口数の 20%を 超えていない、又は取扱開始日までに 20%を超えない見込みのあること。
- (8) 投資信託の投資信託約款(信託法に規定する受益証券発行信託の場合には、信託契約。以下同じ。)等において、計算期間として定める期間(ただし、組成後最初の計算期間を除く。)が6か月以上であること。
- (9) 発行者が金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定される有価証券報告書の提出義務を 負っていること、又は取扱開始日後負うこととなる見込みであること。
- (10) 発行者の重要関係者が国内の金融商品取引所の上場会社若しくは上場会社の関連会社でない場合、当該重要関係者の大株主上位 10 名及び取締役が、金融商品取引法及び関連法令に係る犯則行為により刑事罰又は課徴金納付命令を受けていないこと。ただし、当該刑事罰又は課徴金納付命令を受けた後3年が経過している場合はこの限りでない。
- (11) 発行者又は重要関係者が、社会通念上の反社会的勢力と関係していない、及び将来 的にも関係しない蓋然性があること。
- (12) 資産運用会社が一般社団法人投資信託協会その他の金融商品取引業協会若しくは金融商品取引法上のいずれか認定団体に加盟し、自主規制に服する状態にあること。
- (13) START 取扱いとなった場合に、1 者以上の START 取引参加者が売買取引の注文を 受託することを決定している、又は取扱開始日までに決定する見込みがあること。
- 2 不動産投資証券型セキュリティトークンの取扱審査は、次の各号に適合するものを対象 として行う。
 - (1) 対象不動産の運用業務の委託を受けた資産運用会社が一定の運用実績を有すること。
 - (2) 運用資産の総額に占める不動産等の額の比率が取扱開始日までの時点で 70%以上である、又は取扱開始日後速やかに 70%以上となる見込みであること。
 - (3) 投資口口数が、500 口以上ある、又は取扱開始日までに 500 口以上となる見込みのあること。
 - (4) 投資主数が、100人以上いる、又は取扱開始日までに100人以上となる見込みのあ

ること。

- (5) 純資産総額が、1億円以上あること、又は取扱開始日までに1億円以上となる見込みのあること。
- (6) 資産総額が、5億円以上あること、又は取扱開始日までに5億円以上となる見込み のあること。
- (7) 発行者の重要関係者が投資口を所有している場合、その所有口数が、投資口口数の 20%を超えていない、又は取扱開始日までに 20%を超えない見込みのあること。
- (8) 投資法人の規約等において、営業期間として定める期間(ただし、組成後最初の計算期間を除く。)が 6 か月以上であること。
- (9) 発行者が金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定される有価証券報告書の提出義務を 負っていること、又は取扱開始日後負うこととなる見込みであること。
- (10) 発行者の重要関係者が国内の金融商品取引所の上場会社若しくは上場会社の関連会社でない場合、当該重要関係者の大株主上位 10 名及び取締役が、金融商品取引法及び関連法令に係る犯則行為により刑事罰又は課徴金納付命令を受けていないこと。ただし、当該刑事罰又は課徴金納付命令を受けた後3年が経過している場合はこの限りでない。
- (11) 発行者又は重要関係者が、社会通念上の反社会的勢力と関係していない、及び将来 的にも関係しない蓋然性があること。
- (12) 資産運用会社が一般社団法人投資信託協会その他の金融商品取引業協会若しくは 金融商品取引法上のいずれか認定団体に加盟し、自主規制に服する状態にあること。
- (13) START 取扱いとなった場合に、1 者以上の START 取引参加者が売買取引の注文を 受託することを決定している、又は取扱開始日までに決定する見込みがあること。
- 3 債券型セキュリティトークンの取扱審査は、次の各号に適合するものを対象として行う。
 - (1) 未償還額面総額が 1 億円以上であること。
 - (2) 消化件数が 200 件と同程度以上であること。
 - (3) 発行者が金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定される有価証券報告書の提出義務を 負っていること、又は取扱開始日後負うこととなる見込みであること。
 - (4) 登録格付機関から投資適格との信用格付けを取得していること。
 - (5) 債券型セキュリティトークンの発行者が国内の金融商品取引所の上場会社又はその連結子会社の場合は、次のイからニを満たしていること。
 - イ 発行者又はその親会社たる上場会社の最近 1 年間に終了する事業年度若しく は連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書において、監査法人又は 公認会計士の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が 記載されていること。
 - ロ 発行者又はその親会社たる上場会社の最近 1 年間に終了する事業年度に係る 内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていない

こと。

- ハ 発行者又はその親会社たる上場会社の最近 1 年間に終了する事業年度に係る 内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」 旨が記載されていないこと。ただし、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項第 4 号に該当する場合を除く。
- 二 発行者又はその親会社たる上場会社が、東京証券取引所の有価証券上場規程第 503条に定める特別注意銘柄として指定されていないこと。なお、他の国内の 金融商品取引所の単独上場会社の場合にあっては、同等の措置の適用を受けて いないこと。
- (6) 債券型セキュリティトークンの発行者が前号に定める場合以外の場合は、原則として次のイからホを満たしていること。
 - イ 取扱申請日から起算して **1** 年前より取締役会を設置して継続的に事業を行っていること。
 - ロ 取扱開始日における純資産の額が正であること。
 - ハ 最近 1 年間に終了する事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書において、監査法人又は公認会計士の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。
 - 二 発行者、発行者の大株主上位 10 名及び取締役が、金融商品取引法及び関連法令に係る犯則行為により刑事罰又は課徴金納付命令を受けていないこと。ただし、当該刑事罰又は課徴金納付命令を受けた後 3 年が経過している場合はこの限りでない。
 - ホ 発行者、発行者の大株主上位 10 名及び取締役が、社会通念上の反社会的勢力 と関係していない、及び将来的にも関係しない蓋然性があること。
- (7) START 取扱いとなった場合に、1 社以上の START 取引参加者が売買取引の注文を 受託することを決定している、又は取扱開始日までに決定する見込みがあること。
- 4 前各項に定める商品以外のセキュリティトークンについては、当社が必要と認める銘柄 につき、前各項に掲げる基準を勘案して、施行規則にて形式要件を設けることができる。

第15条 取扱審査

- 1 不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの取扱審査は、次の各号に適合するかどうかについて行うものとする。
 - (1) 新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資 証券型セキュリティトークンの資産流動化のスキームが、合理性や適切性を欠くも のではないこと。
 - (2) 不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者のうち情報の提供を行う者が、当該不動産投資

受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンに 関する情報の提供を適正に行うことができる状況にあること。

- (3) 不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等を行うに当たって、内部牽制機能を確保するに必要な経営管理組織が、相応に整備され、運用されている状況にあること。
- (4) 不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等に当たって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。
- (5) 不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、取引行為その他の資産の運用等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。またそのような状況が生じる可能性を適切にコントロールしていること。
- (6) 新規取扱申請銘柄に係る金銭の分配又は収益の分配が、原則として取扱開始後継続 して行われる見込みのあること。
- (7) 新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資 証券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施される体制にあること。
- (8) その他公益又は投資者保護の観点から、当社が必要と認める事項。
- 2 債券型セキュリティトークンの取扱審査は、次の各号に適合するかどうかについて行う ものとする。ただし、発行者が国内の金融商品取引所の上場会社である場合は第1号か ら第4号を、また、発行者が国内の金融商品取引所の上場会社の連結子会社である場合 は第2号から第4号を除くものとする。
 - (1) 継続的に事業を営み、かつ、収益基盤を有していること、又は、その蓋然性が高い と見込まれること(企業としての継続性、収益性)。
 - (2) 事業運営を公正かつ忠実に遂行していること(経営の健全性)。
 - (3) コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること (コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性)。
 - (4) 企業内容等の公表を適正に行うことができる状況にあること(公表の適正性)。
 - (5) 起債条件は、償還可能性を含め、適正であること。
 - (6) 新規取扱申請に係る債券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施される体制にあること。
 - (7) 関連当事者(財務諸表等規則第8条第17項に掲げる関連当事者をいう。)及びその他の特定の者との取引行為等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること、及び、そのような状況が生じる可能性を適切にコントロールしてい

ること。

- (8) その他公益又は投資者保護の観点から、当社が必要と認める事項。
- 3 前 2 項各号に適合するかどうかの審査は、第 12 条に定める新規取扱申請に係る提出書類等、新規取扱申請を行った者への質問に基づき行うものとする。なお、必要に応じてST-Nominatorへも意見照会を求めることができるものとする。
- 4 前項の審査に関して追加的に必要な事項がある場合は、別途、定めるものとする。

第16条 取扱審査の簡略化

- 1 当社が既に取扱いを行っている不動産投資受益証券型又は不動産投資証券型セキュリティトークンと同一の発行者等(実質的に発行者等に準ずる者と当社が認める場合を含む。)が発行する同種類のスキームを有するセキュリティトークンについては、当該既取扱セキュリティトークンの取扱開始日から 1 年以内に取扱申請が行われた場合においては、原則として、原資産に係る項目以外の審査は簡略化できるものとする。
- 2 債券型セキュリティトークン等の企業金融型商品のセキュリティトークンについては、 当社が既に取扱いを行っているセキュリティトークンと同一の発行者が発行する同種 類のスキームを有するセキュリティトークンについては、当該既取扱セキュリティトー クンの取扱開始日から 1 年以内に取扱申請が行われた場合においては、原則として、財 務状態及び発行条件に係る項目以外の審査は簡略化できるものとする。

第3章 取扱銘柄管理

第1節 総則

第17条 投資者への適時、適切な情報提供

1 セキュリティトークンの発行者等は、投資者の投資判断に影響を及ぼし得るセキュリティトークンに係る重要な情報を、適時、適切に提供することが、セキュリティトークン市場の健全な成長と隆盛の根幹をなすものであることを十分に認識し、誠実に対応するものとする。

第17条の2 インサイダー取引類似行為の防止

1 セキュリティトークンの発行者等(セキュリティトークンのインサイダー取引類似行為に関する規則第2条各号で定めるものの発行者等に限る。)は、同規則第2条第1項第12号で定めるSTインサイダーがインサイダー取引類似行為を行わないように体制の整備等を行うものとする。

第2節 セキュリティトークンに係る適時の情報提供等

第18条 セキュリティトークンの適時の情報の提供

- 1 セキュリティトークンのうち不動産投資受益証券型セキュリティトークンの発行者等のうち情報の提供を行う者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を提供しなければならない。ただし、第1号についてはセキュリティトークンのインサイダー取引類似行為に関する規則で定める基準に該当するもの、第2号については投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当社が認めるものを除く。なお、本適時の情報の提供に関しては、原則として発行者等のうちの特定の者が行えば足りるものとする。
 - (1) セキュリティトークンのインサイダー取引類似行為に関する規則第7条第1項から第3項に掲げる事実が発生又は決定された場合。
 - (2) 当該取扱セキュリティトークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象(前号に規定される事象を除く。)が生じた場合。
 - (3) その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の決定や発生を発行者等が認識した場合、若しくはそのような状況にあることが明らかであると当社が判断した場合。
- 2 セキュリティトークンのうち不動産投資証券型セキュリティトークンの発行者等のうち情報の提供を行う者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を提供しなければならない。ただし、第1号についてはセキュリティトークンのインサイダー取引類似行為に関する規則で定める基準に該当するもの、第2号については投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当社が認めるものを除く。なお、本適時の情報の提供に関しては、原則として発行者等のうちの特定の者が行えば足りるものとする。
 - (1) セキュリティトークンのインサイダー取引類似行為に関する規則第7条第4項から第6項に掲げる事実が発生若しくは決定された場合。
 - (2) 当該取扱セキュリティトークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象(前号に規定される事象を除く。)が生じた場合。
 - (3) その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の決定や発生を発行者等が認識した場合、若しくはそのような状況にあることが明らかであると当社が判断した場合。
- 3 セキュリティトークンのうち、債券型セキュリティトークンの発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を提供しなければならない。ただし、発行者が国内の金融商品取引所の上場会社もしくは上場会社の子会社等(金融商品取引法第166条第5項の規定による。)である場合を除く。なお、第2号以下各号については施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微な

ものと当社が認めるものを除く。

- (1) 当該取扱セキュリティトークンに関して、金融商品取引法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出すべき事象が生じた場合。
- (2) 発行者の事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされた場合、又は当該申立てについて裁判があった場合、若しくは当該申立てに係る手続きの全部又は一部が裁判に拠らず完結した場合。
- (3) 発行者に対して、行政庁から免許や許認可・登録の取消し、事業の停止その他これ に準ずる法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発が行われた場合。
- (4) 発行者の振り出した手形あるいは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)、又は電子交換所による取引停止処分を受けた場合。
- (5) 親会社等に係る破産手続開始の申立て等が生じた場合。
- (6) 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長(債務の免除と同等の効果があると当社が認めるものに限る。)又は第三者による債務の引受け若しくは弁済が生じた場合。
- (7) 有価証券報告書あるいは半期報告書の提出遅延、あるいは提出期限延長承認を得た場合。
- (8) 財務諸表等に添付される監査報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外 事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「不適正 意見(否定的結論)」若しくは「意見の表明をしない(結論の表明をしない)」旨が 記載されることとなった場合。
- (9) 解散(合併による解散を除く。)する場合。
- (10) 事業の全部又は一部を休止又は廃止する場合。
- (11) 対象債券型セキュリティトークンに係る全部若しくは一部の繰上償還又は債券権 者集会の招集、期限の利益の喪失その他当該債券型セキュリティトークンに関する 権利に係る重要な事項が発生した場合。
- (12) 財務諸表等に継続企業の前提に関する注記が行われる場合。
- (13) 有価証券報告書等の提出期限延長に関する承認申請書を提出する場合。
- (14) 資本金の額の減少を行うことについての決定をした場合。
- (15) 業務上の提携又は業務上の提携の解消を行うことについての決定をした場合。
- (16) 新たな事業の開始(新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。)を行う ことについての決定をした場合。
- (17) 商号又は名称の変更、又は決算期変更(事業年度の末日の変更)を行うことについての決定をした場合。
- (18) 剰余金の配当及び優待の新設あるいは大幅な変更又は廃止を決定した場合。
- (19) その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の決定や発生を発行者等が認識した場合、若しくはそのような状況にあることが明らかであると当社が判断した

場合。

4 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの発行者等及び不動産投資証券型セキュリティトークンの発行者等は、第15条第1項第2号から第5号に記載した事項を記した書面を各計算期間又は各営業期間終了後、3か月以内に当社に提出するとともに、自社のホームページ等で公表するものとする。

第19条 適時適切な発行者等に係る情報の提供の実践

1 この節の規定は、発行者等に係る情報の適時適切な提供について、発行者等が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、発行者等は、同節の規定を理由としてより適時、適切な情報の提供を怠ることが無いよう努めるものとする。

第20条 提供する情報に係る確認等

- 1 発行者等は、この節の規定に基づき情報の提供を行う場合は、次の各号に定める事項を 遵守するものとする。
 - (1) 提供する情報の内容が虚偽でないこと。
 - (2) 提供する情報に投資者の投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。
 - (3) 提供する情報が投資者の投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。
 - (4) 前3号に掲げる事項のほか、提供される情報の適正性に欠けていないこと。

第21条 情報の提供の方法

- 1 第 18 条に定める情報の提供は、発行者等が自社のウェブサイト等を通じて公衆が閲覧できる状態を保つ方法及び当社の提供するセキュリティトークン適時情報閲覧システム(以下、「START-NET」という。)を利用して実施するものとする。ただし、当社のSTART-NETの障害等により、発行者等の適時に提供した情報を当社が公衆縦覧に供せない場合には、発行者等の自社のウェブサイト等を通じた公衆縦覧のみをもって足りるものとする。
- 2 前項に定める発行者等の適時の情報の提供は、発行者等の自社のウェブサイト等における提供と当社の START-NET を通じての提供は、原則として、同時若しくは後者を先んずるものとする。ただし、前項ただし書きの場合においては、前者を先行させるものとする。
- 3 発行者等の適時の情報提供に係る資料は START-NET により公衆縦覧に供された時点で当社に提出されたものとする。ただし、第 1 項ただし書に定める場合には、発行者等の自社のウェブサイト等を通じて公衆縦覧に供された時点で当社に提出されたものとする。
- 4 投資者の利便性に鑑み、発行者等は法定開示を行った旨等を START-NET を通じて公表

することが望まれる。

第22条 適時に提供された情報及び提供すべき情報に係る照会及び照会事項への報告及び 提供

- 1 発行者等は、当該発行者等が提供した情報に関し、当社が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- 2 発行者等に係る情報であって当該発行者等から公表されていない場合であっても、当社 が適時の情報提供すべき事象に該当する可能性があると認識し、当該発行者等に照会を 行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- 3 前 2 項の規定による照会に係る事実について提供することが必要かつ適当と当社が認める場合には、発行者等は、直ちにその内容を提供するものとする。

第23条 提供した情報の変更又は訂正

1 発行者等は、第 18 条又は前条第 3 項の規定に基づき提供した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を提供しなければならない。ただし、当該変更又は訂正が軽微である場合その他当該変更又は訂正が投資者の投資判断に影響を及ぼさないものと認められる場合はこの限りでない。

第24条 情報取扱責任者の届出

- 1 発行者等は、情報取扱責任者(本章の規定に基づき当社が行う照会に対する報告その他 適時の情報の提供に係る連絡を掌る者をいう。) 1 名以上を施行規則で定める者から選 任し、その者の氏名、役職名及び連絡先を当社に届け出るものとする。
- 2 発行者等は、前項の届出内容に変更がある場合は、その旨を当社に届け出るものとする。

第4章 実効性の確保等

第25条 公表措置等

- 1 当社は、発行者等がその発行するセキュリティトークンに係る当社との取扱契約に反していると当社が判断した場合は、当該発行者等に改善を要請するとともに、一般投資者へ特段の注意喚起が必要と当社が判断した場合は、以下の各号に掲げる措置を順次又は同時に実施するものとする。
 - (1) 適時の情報提供を適切に実施していない発行者等の社名等の公表
 - (2) アテンション銘柄への指定
- 2 前項に定める措置を実施してもなお、当該発行者等が契約違反の状態を解消若しくは改善を図らない場合、当社は、投資者への影響等を総合的に判断した上で、該当する銘柄

- の取扱いを廃止することができる。
- 3 金融商品取引所に上場している発行者が発行した取扱セキュリティトークンの債券型セキュリティトークンにあっては、当該発行者が金融商品取引所において適時開示に係る規定違反等により公表措置の適用を受けた場合、第 1 項第 1 号に定める措置を適用する。
- 4 金融商品取引所に上場している発行者が発行した取扱セキュリティトークンの債券型セキュリティトークンにあっては、当該発行者が金融商品取引所において特設市場注意 銘柄の指定を受けた場合、第1項第2号に定める措置を適用する。なお、この場合の本措置の解除は、当該金融商品市場における特設市場注意銘柄の指定解除がなされた、又は当社が当該発行者の発行する債券型セキュリティトークンを全て取扱廃止としたときとする。

第26条 流動性の状況に係る情報の提供

- 1 発行者等は、当社に対して定期的に該当する取扱セキュリティトークンのその時点にお ける保有者数等の流動性に係る情報を提供するものとする。
- 2 前項に定める情報の内容及び頻度等については、施行規則にて定める。

第5章 取扱廃止等

第27条 取扱廃止基準

- 1 取扱セキュリティトークンが次の各号のいずれかに該当する場合は、その取扱いを廃止 するものとする。この場合における各号の取扱いは施行規則で定める。
 - (1) 不動産投資受益証券型セキュリティトークン
 - イ 受託者である信託会社等が信託業務を営むことの免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合(いずれも、不動産投資受益証券型セキュリティトークンに関するものに限る。)。ただし、当該信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が第10条に定める取扱契約に同意する場合は、この限りでない。
 - ロ 資産の運用に係る業務委託を受けた資産運用会社が金融商品取引法第50条の2第2項の規定により金融商品取引業の登録が失効、若しくは同法第52条第1項又は第54条の規定により金融商品取引業の登録を取り消された場合(いずれも、不動産投資受益証券型セキュリティトークンに関するものに限る。)。ただし、当該資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が第10条に定める取扱契約に同意する場合は、この限りでない。
 - ハ 資産の運用に係る業務委託を受けた資産運用会社が合併等を行った場合(当該

合併等が当該資産運用会社のみ又は当該資産運用会社と他の不動産投資受益 証券型セキュリティトークンの資産の運用に係る業務の委託を現に受けてい る資産運用会社のみとの間で行われる場合を除く。)であって、当該合併等が 行われる前における当該不動産投資受益証券の資産の運用に係る業務の運営 体制が、当該合併等が行われた後において実質的に存続していないと当社が認 めた場合。

- ニ 当該資産運用会社の業務の運営体制が、出資構成等の変化により実質的に存続 していないと当社が認めた場合。
- ホ 償還期日(早期償還を含む。)が到来した場合。
- へ 運用資産の総額に占める不動産等の額の比率が、毎営業期間又は毎計算期間の 末日において 60%未満となった場合において、1年以内に 60%以上とならな いとき。
- ト 計算期間に係る金銭の分配又は収益の分配が行われない場合において、2計算期間以内に金銭の分配又は収益の分配が行われない場合。ただし、特段の事情があるものと当社が認める場合を除く。
- チ 元本等の額が、毎計算期間の末日において 2 千万円未満になった場合において、1年以内に 2 千万円以上とならない場合。
- リ 資産総額が、毎計算期間の末日において1億円未満になった場合において、1 年以内に1億円以上とならない場合。
- ヌ 受益権口数が 50 口未満となった場合。ただし、50 口以上に回復し、その状況 が 3 か月以上継続する合理的な根拠が当社にて確認される場合はこの限りでない。
- ル 受益権者数が 50 人未満となった場合。ただし、50 人以上に回復し、その状況 が 3 か月以上継続する合理的な根拠が当社にて確認される場合はこの限りで ない。
- ヲ 毎年の 12 月最終営業日以前の 1 年間の売買高が 10 口未満の場合。
- フ 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、金融商品取引法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、発行者等の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合。
- カ 受益証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添 付される中間監査報告書において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに 相当する者によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明 をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を

表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに取扱いを廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当社が認めた場合。

- ヨ 発行者等が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに取扱い を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであ ると当社が認めたとき。
- タ 発行者等が当社と締結した取扱契約に関して重大な違反を行い、直ちに取扱い を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであ ると当社が認めた場合。
- レ 投資信託約款の変更により、計算期間が6か月未満となる場合。
- ソ 当該受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合。
- ツ 当該不動産投資受益証券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施 できなくなった場合、又は当社がそのように認めた場合。
- ネ 発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当社のセキュリティトークン市場に対する受益者又は投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めた場合。
- ナ 前イからネの他、公益又は投資者保護のため、当社が当該銘柄の取扱廃止を適 当と認めた場合。
- (2) 不動産投資証券型セキュリティトークン
 - イ 発行者である投資法人が次の①から⑪のいずれかに該当した場合。
 - ① 投資信託法第 143 条に掲げる解散事由のいずれかに該当した場合。
 - ② 法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。
 - ③ 償還期日(早期償還を含む。)が到来した場合。
 - ④ 運用資産の総額に占める不動産等の額の比率が、毎営業期間の末日において60%未満となった場合において、1年以内に60%以上とならないとき。
 - ⑤ 営業期間に係る金銭の分配又は収益の分配が行われない場合において、2 計算期間以内に金銭の分配又は収益の分配が行われない場合。ただし、特段 の事情があるものと当社が認める場合を除く。
 - ⑥ 純資産総額が、毎営業期間の末日において 2 千万円未満になった場合に おいて、1 年以内に 2 千万円以上とならない場合。
 - ⑦ 資産総額が、毎営業期間の末日において 1 億円未満になった場合において、1年以内に1億円以上とならない場合。
 - ⑧ 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延 2 人以上の公認会計士又 は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報

告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、金融商品取引法第 24 条 第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間の経過後 1 か月以内(天災地変等、発行者等の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3 か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合。

- ⑨ 投資法人の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに取扱いを廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当社が認めた場合。
- ⑩ 投資法人が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに 取扱いを廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明 らかであると当社が認めたとき。
- ① 投資法人の規約の変更により、営業期間が6か月未満となる場合。
- ロ 投資法人の業務の委託を受けた資産運用会社が次の①から⑥のいずれかに該当した場合。
 - ① 金融商品取引法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合。
 - ② 金融商品取引法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合(不動産投資証券型セキュリティトークンに関するものに限る。)。
 - ③ 当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社でなくなった場合(合併等に起因する場合を除く。)
 - ④ 合併等を行った場合(当該合併等が当該資産運用会社のみ又は当該資産 運用会社と他の不動産投資証券型セキュリティトークンの資産の運用に係 る業務の委託を現に受けている資産運用会社のみとの間で行われる場合を 除く。)であって、当該合併等が行われる前における当該投資法人の資産の 運用に係る業務の運営体制が、当該合併等が行われた後において実質的に存 続していないと当社が認めた場合。
 - ⑤ 当該資産運用会社の業務の運営体制が、出資構成等の変化により実質的 に存続していないと当社が認めた場合。
 - ⑥ 金融商品取引法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合。
- ハ 投資口数が50 口未満となった場合。ただし、50 口以上に回復し、その状況が 3 か月以上継続する合理的な根拠が当社にて確認される場合はこの限りでな

11

- 二 投資主数が50人未満となった場合。ただし、50人以上に回復し、その状況が3か月以上継続する合理的な根拠が当社にて確認される場合はこの限りでない。
- ホ 毎年の12月最終営業日以前の1年間の売買高が10口未満の場合。
- へ 発行者等が当社と締結した取扱契約に関して重大な違反を行い、直ちに取扱い を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当社が認めた場合。
- ト 当該不動産投資証券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施できなくなった場合、又は当社がそのように認めた場合。
- チ 発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当社のセキュリティトークン市場に対する受益者又は投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めた場合。
- リ 前イからチの他、公益又は投資者保護のため、当社が当該銘柄の取扱廃止を適 当と認めた場合。
- (3) 債券型セキュリティトークン
 - イ 発行者が次の①から⑩のいずれかに該当する場合。
 - ① 発行者が国内の金融商品取引所の上場会社又はその連結子会社である場合、発行者たる上場会社又は発行者の親会社たる上場会社が当該金融商品取引所における上場を廃止された場合。ただし、MBO (Management Buyout)、
 - MEBO (Management Employee Buyout) あるいは株式公開買付 (TOB) などにより株主数や流通株式に係る金融商品取引所の定める上場廃止基準に該当して廃止された場合は、この限りではない。
 - ② 純資産の額 発行者の前事業年度の末日において純資産の額が負となり、その2事業年度後の事業年度の末日においても正とならない場合。
 - ③ 銀行取引の停止 発行者が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が 停止された場合又は停止されることが確実となった場合。
 - ④ 破産手続、再生手続又は更生手続 発行者が法律の規定に基づく会社 の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれ に準ずる状態になった場合。
 - ⑤ 事業活動の停止 発行者が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる 状態になった場合。
 - ⑥ 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、金融商品取引法第24条

第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、発行者等の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合。

- ⑦ 発行者が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに取扱いを廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当社が認めたとき。
- ⑧ 発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は半期財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに取扱いを廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当社が認める場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。
- ⑨ 発行者が当社と締結した取扱契約に関して重大な違反を行い、直ちに取扱いを廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当社が認めた場合。
- ⑩ 発行者が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める 関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当社の市場に対 する投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めた場合。
- ロ 当該債券型セキュリティトークンが期限の利益を喪失した場合。
- ハ 償還期日(全部償還である早期償還を含む。)が到来した場合。
- ニ 当該債券型セキュリティトークンの発行残高が 10 百万円未満となった場合。
- ホ 保有者数が 50 人未満となった場合。ただし、50 人以上に回復し、その状況が 3 か月以上継続する合理的な根拠が当社にて確認される場合はこの限りでない。
- へ 当該債券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施できなくなった 場合、又は当社がそのように認めた場合。
- ト 前イからへの他、公益又は投資者保護のため、当社が当該銘柄の取扱廃止を適 当と認めた場合。

第28条 取扱廃止に係る審査等

1 当社は前条に定める取扱廃止基準について形式的に適用できない基準に関しては、発行 者等から参考となる情報の提供を受け、投資者への換金の場の提供という当社の責務や

- 投資者保護を踏まえ、慎重に審査を行った上で、適用の可否を判断するものとする。
- 2 当社は、前項の審査のため必要と認めるときには、発行者等に対し参考となるべき報告 又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

第29条 取扱廃止申請

- 1 発行者等がやむを得ない事情からその発行するセキュリティトークンの取扱廃止を申請しようとするときは、当社と予め協議を行った上で、当社所定の「取扱廃止申請書」を提出するものとする。
- 2 取扱廃止は投資者への影響が大きいことから、当社は、取扱廃止申請を受理した後に前 条に定める取扱廃止に係る審査を慎重に行うものとする。

第30条 取扱廃止日

1 セキュリティトークンの取扱廃止が決定された場合における取扱廃止日の取扱いは、施 行規則で定める。

第31条 アテンション銘柄への指定

1 セキュリティトークンが取扱廃止となるおそれがある場合には、当社は、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該セキュリティトークンをアテンション銘柄に指定することができる。

第32条 ターミネーション銘柄への指定

1 セキュリティトークンの取扱廃止が決定された場合又は取扱廃止が予定されている場合には、当社は、その事実を投資者に周知させるため、取扱廃止が決定された日の翌営業日から取扱廃止日までの間(取扱廃止が予定されている場合には、取扱廃止日の 30 営業日前の日から取扱廃止日までの間)、当該セキュリティトークンをターミネーション銘柄に指定し、売買取引を行うことができる。

第33条 原簿の抹消

1 当社がセキュリティトークンの取扱いを廃止するときは、その取扱廃止日の翌営業日に 原簿の記載事項を抹消する。

第6章 雑則

第34条 取扱いに関する料金

1 セキュリティトークンの新規取扱申請者及び発行者等は、取扱審査料、新規取扱料、年間取扱管理料その他の取扱いに関する料金を施行規則で定めるところにより支払うも

のとする。

附則

- 1 主管は銘柄審査管理部及び取引管理部とする。
- 2 2023年10月25日に制定し、2023年10月25日から施行する。
- 3 2023年11月30日に改定し、2023年12月1日から施行する。
- 4 2023年12月21日に改定し、2023年12月22日から施行する。
- 5 2024年4月3日に改定し、2024年4月3日から施行する。
- 6 2024年11月28日に改定し、2024年11月29日から施行する。
- 7 2025年1月31日に改定し、2025年1月31日から施行する。
- 8 2025年10月31日に改定し、2025年11月1日から施行する。